



社会人として 新しいスタート 成人式 1月15日

「成人の日」

一月十五日は「成人の日」。今年
は、日置町では男子十八人、女子
二十二人計四十人の若者が晴れや
かに成人式を迎えます。

社会への「門出」を祝う「成人
式」は、おとなになったことを自
覚し、自ら生きぬこうとする青年
を祝い励ます行事として定着して
きました。

この機会に、あらためて「成人
の日」の意義について考えてみま
しょう。

選挙権

一票の重み、を大切に
成人になったことの象徴ともい
える権利の一つに、選挙権があり
ます。

私たちは、選挙権を行使するこ
とによって、国政をはじめ都道府
県や市町村の地方政治に参加する
機会を得るのです。

選挙権は、日本国民で年齢が満
二十歳以上など、諸要件を満たし
た人に与えられますが、実際に選
挙権を行使するためには、市町村
の選挙管理委員会が作成している
選挙人名簿に登録されることが必
要です。

成人と法律

登録は、市町村選挙管理委員会
が行いますが、選挙人名簿は一定
の扱いを受けています。しかし、
成人すると、特別の扱いは一切し
なくなると、一人前の大人として
扱われることとなります。では成
人したことによってどのような違
いがでるのか、民事上の問題に限
って、そのいくつかを紹介しまし
よう。

△婚姻▽

男子は十八歳、女子は十六歳に
なれば婚姻することができますが
未成年のうち、父母の同意が必
要です。これは、判断能力がまだ
十分でない未成年者が、軽卒な婚
姻をするのを防ぐためです。

期間公開されます。万一、登録も
れの場合は、補正登録をすること
もできます。特に住所が変わった時
などは確認して、貴重な選挙権が
ムダにならないよう心がけたいも
のです。

国民年金

ご存知ですか

二十歳になられたみなさん、成
人おめでとうございます。成人に
なると選挙権をはじめ、いろい
ろな権利や義務が発生します。国民
年金に加入するののもその一つです。

国民年金とは

国民年金は、農業や自営業など
を営む人たちが老齢になったり事
故があったとき、老齢年金や障害
年金などの給付を行うことによっ
て生活の安定を図るため、国が実
施している年金制度です。

△親権・後見と扶養▽

成人になると、父母の同意はい
りません。二十歳になれば、もう
そのような心配はないと考えられ
るからです。

未成年者は、親権に服していま
す。親権とは、親が未成年の子を
養育し、子の財産を管理するなど
の関係をいいます。子が成年に達
すると親権は終了します。

親権が終了したということは子
が一人前になったということです
が、一人前になったとしても、親子は互
いに扶養義務を負っています。し

加入する人は

国民年金では、日本国内に住所
のある二十歳から五十九歳までの
日本国民で、他の年金（厚生年金
・船員年金・共済組合）に加入し
ていない人は強制的に加入するこ
とになっています。ただし、サラ
リーマンの奥さんなど他の年金に
加入している人の配偶者や学生（
夜間部、各種学校の生徒は強制加
入）などは希望により任意加入す
ることがあります。

給付の種類は

年をとったときにうける老齢年
金、障害になったときの障害年金、
母子状態になったときの母子年金、
などがあります。

保険料の額は

年金制度では、保険料を納める
ことによって給付をうけるよう
なっています。保険料の額は三千
七百七十円（昭和五十六年四月か
ら四千五百円）です。

※加入手続きは、役場福祉係で。

たがって、学生が成人後も引き続
いて仕送りなどを受ける場合は、
法律的には、親権の作用としての
養育ではなく、親子間の扶養義務
に基づくものだということになり
ます。

未成年者に親がいなかった場合など
に、後見人が付されることがあり
ます。後見人は、親権者に代わる
役割をしますが、この仕事も子が
成年に達すると終了します。その
場合、後見人であった人は、管理
していた子の財産について、きち
んとした計算をする義務がありま
す。

成人式日程（改善センター）

9:30	受付	12:30	会食
10:00	開会	13:00	レクリエーション
11:15	閉会	14:00	終了
11:20	記念講演		